

鳥取県告示第 893 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマト	東伯郡北栄町弓原340-1	訪問介護	平成19年10月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマト	東伯郡北栄町弓原340-1	介護予防訪問介護	平成19年10月1日